

議案第 6 2 号

さいたま市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について

さいたま市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例を次のように定める。

平成 2 4 年 2 月 7 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号。以下「法」という。）第 1 2 条及び第 1 9 条第 3 項（法第 3 4 条第 1 項において準用する場合を含む。第 4 条第 1 項において同じ。）の規定に基づき、市が水道事業者である場合の水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者（以下「布設工事監督者」という。）に関し、及び市が水道事業者又は専用水道の設置者である場合の水道技術管理者に関し必要な事項を定めるものとする。

(布設工事監督者を配置する工事)

第 2 条 法第 1 2 条第 1 項に規定する条例で定める布設工事監督者が監督業務を行うべき水道の布設工事は、法第 3 条第 8 項に規定する水道施設の新設又は次の各号に掲げる増設若しくは改造の工事とする。

- (1) 1 日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) 沈でん池、濾過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(布設工事監督者の資格)

第 3 条 法第 1 2 条第 2 項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正 7 年勅令第 3 8 8 号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業し

た後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 規則の定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 布設工事監督者に必要な資格を有する者
- (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 規則の定めるところにより、前2号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

2 1日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道の管理に係る水道技術管理者については、前項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、

同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に水道法施行令(昭和32年政令第336号)第4条第1項に規定する資格を有する者として水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行っている者は、第3条に規定する資格を有する布設工事監督者とみなす。